

## ハラスメントに係る苦情申立の手續について

令和 6 年 3 月 2 9 日  
ハラスメント委員会委員長決定  
令和 6 年 5 月 1 0 日  
最 終 改 正

九州大学ハラスメント委員会規程（令和 3 年度九大規程第 2 6 号）に基づき、ハラスメントに係る苦情申立の手續（以下「苦情申立手續」という。）について、円滑な問題解決に資するため、次のように定める。

### I ハラスメント苦情申立書（以下「苦情申立書」という。）（別紙様式 1）の提出及び受理

#### 1. 苦情申立書の提出

ハラスメント苦情申立（以下「苦情申立」という。）は、原則として次に掲げる期間のいずれかの早い期間内に行うことができる。

なお、匿名による苦情申立はできない。

##### ①申立事案の発生から 3 年以内

（継続する事案については、その終了時から 3 年以内とする。）

##### ②申立人が退職又は卒業、修了若しくは退学してから 1 年以内

#### 2. 苦情申立書の受理

受理の日は、苦情申立書がハラスメント委員会委員長（以下「委員長」という。）のもとへ到達した日とする。

申立てた本人の意思により、苦情申立の取下げを希望する場合には、ハラスメント苦情申立取書（別紙様式 2）により苦情申立書を取下げることができる。

### II 調査部会

#### 1. 調査部会の設置及び通知

委員長は、苦情申立書を受理した後、ハラスメント委員会を開催し、調査の可否を審議する。審議の結果、調査が必要と判断した場合、調査部会を設置する。調査部会を設置する場合は、調査部会委員から若干名が当該事案の調査部会委員として参画し、その委員の中から調査部会長を選出する。

調査部会を設置した場合、申立人に対し、調査部会を設置し、事案の調査等を実施することを通知する。

#### 2. 調査内容

調査部会において、苦情申立書の申立内容を整理し、当事者（申立人及び被申立人をいう。以下同じ。）及び関係者のヒアリングを実施し、調査結果報告書を作成する。

#### 3. 調査の実施方法

##### (1) ヒアリング

ヒアリングは、当事者、苦情申立書に記載の関係者及びヒアリングを実施すべきと思料される関係者について実施する。

##### (2) ヒアリング事項

ヒアリングにおいては、主に苦情申立書に記載の申立内容について事実を確認する。

##### (3) 被申立人に対する事前通知

被申立人にヒアリングを実施する際は、被申立人に対し、同人が苦情申立の相手方であること及び申立人の氏名を、実施する日の 1 4 日前までに通知する。

##### (4) 留意事項等

ヒアリングに先立って、ヒアリング対象者に次の事項を説明し、同意を得る。

- ①調査の目的
- ②ヒアリング内容を録音し、資料として保存すること。
- ③ヒアリング対象者による録音、録画、写真撮影は禁止とすること。  
なお、同意が得られない場合、ヒアリングを中止することができる。
- ④正当な理由なくヒアリング内容を他に漏らすことはないこと。

(5) 関係書類の確認による調査

ヒアリングに先立ち、申立内容等について関係部署への照会のほか、関係資料の収集が必要な場合は、資料の提出を求めることができる。

4. ハラスメントの有無の認定及び通知

調査部会における調査結果を基に、ハラスメント委員会は、ハラスメントの有無について審議し、調査結果を総長に報告する。総長は、当該調査結果を当事者へ通知する。併せて、総長は、必要に応じて当事者の監督者に当該調査結果を通知する。

III 不服申立て

1. ハラスメント不服申立書（以下「不服申立書」という。）の提出

ハラスメント委員会による調査結果の通知を受けた当事者は、当該通知を受けた日から14日以内に、ハラスメント不服申立書（別紙様式3）により不服申立てをすることができる。

申立てた本人の意思により、不服申立ての取下げを希望する場合には、ハラスメント不服申立取下書（別紙様式4）により不服申立書を取下げることができる。

2. 不服申立審査会

(1) ハラスメント委員会は、ハラスメント不服申立審査会（以下「不服申立審査会」という。）を設置し、当該事案について、以下の要件に基づき、再調査の要否を審議する。

- ①事実関係の調査に手続上の重大な瑕疵が認められる場合
- ②事実関係の調査に際して提出できなかった新たな証拠が発見されるなど、当該証拠が調査結果に影響を及ぼすことが明らかである場合
- ③調査結果に影響を及ぼすことが明らかな証拠が偽造・変造等により虚偽であったことが証明された場合

(2) 不服申立審査会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員長が不服申立審査会長を務める。

- ①ハラスメント委員会委員長
- ②ハラスメント委員会規程第3条第1号、第6号及び第7号に規定するハラスメント委員会委員のうちから選ばれた者 若干人
- ③ハラスメント委員会が必要と認めた学外者 若干人

3. 再調査部会の設置及び当事者への通知

ハラスメント委員会は、不服申立審査会の審議の結果、再調査が必要と判断した場合、再調査部会を設置する。再調査部会を設置する場合は、調査部会委員から、既に行われた調査部会とは全構成員を異にする若干名が当該事案の再調査部会委員として参画し、その委員の中から再調査部会長を選出する。

再調査部会を設置した場合、当事者に対し、再調査部会を設置し、事案の再調査を実施することを通知する。

ハラスメント委員会は、不服申立審査会の審議の結果、再調査が不要と判断した場合、不服申立人に対し、事案の再調査を実施しないことを通知する。

4. 再調査内容及び実施方法

再調査部会において、再調査事項を整理し、当事者及び関係者からの事情聴取を含む必要な調査を実施し、再調査結果報告書を作成する。

## 5. 不服申立ての結果及び通知

再調査部会における再調査結果を基に、ハラスメント委員会は、ハラスメントの有無について審議し、再調査結果を総長に報告する。総長は、当該再調査結果を当事者へ通知する。併せて、総長は、必要に応じて当事者の監督者に当該再調査結果を通知する。

## IV 代理行為の取扱い

苦情申立手続においては、原則として代理行為を認めない。

ただし、ハラスメント委員会が円滑な調査・審議に資すると認めた場合には、この限りではない。

## V 録音資料の取扱い

苦情申立手続においては、当事者及び関係者から録音媒体の提出希望があったときは、録音媒体等提出書（別紙様式5）の作成及び反訳文の提出を依頼する。

## VI 苦情申立手続の中止及び終了の取扱いについて

### 1. 調査の中止

ハラスメント委員会は、次に掲げる場合は調査部会による調査を中止することができる。

- (1) 申立人が、事実関係を明らかにするために必要な調査に応じない場合で、相当な期間が経過したとき。
- (2) 苦情申立書に記載された連絡先によっても、申立人と連絡が取れない場合で、相当な期間が経過したとき。
- (3) 申立人から、調査を中止するよう申し出があったとき。

### 2. 苦情申立の終了

ハラスメント委員会は、次に掲げる場合は審議のうえ、調査部会による調査を終了させ、苦情申立を終了させることができる。

- (1) 調査の中止後、相当な期間が経過したとき。
- (2) 申立人から、苦情申立書を取下げの旨の申し出があったとき。

## VII 不服申立ての中止及び終了の取扱いについて

### 1. 再調査の中止

ハラスメント委員会は、次に掲げる場合は再調査部会による再調査を中止することができる。

- (1) 不服申立人が、事実関係を明らかにするために必要な再調査に応じない場合で、相当な期間が経過したとき。
- (2) 不服申立書に記載された連絡先によっても、不服申立人と連絡が取れない場合で、相当な期間が経過したとき。
- (3) 不服申立人から、再調査を中止するよう申し出があったとき。

### 2. 不服申立ての終了

ハラスメント委員会は、次に掲げる場合は審議のうえ、再調査部会による再調査を終了させ、不服申立てを終了させることができる。

- (1) 再調査の中止後、相当な期間が経過したとき。
- (2) 不服申立人から、不服申立書を取下げの旨の申し出があったとき。

## 付記

1. この「ハラスメントに係る苦情申立の手続について」は、令和6年4月1日から実施する。
2. 「ハラスメント苦情申立に係る手続について（平成22年10月6日ハラスメント対策委員会決定）」は、廃止する。

#### 付記

1. この「ハラスメントに係る苦情申立の手続について」は、令和6年5月10日から実施する。
2. 実施日において進行中の苦情申立手続にあつて、被申立人に対する事前通知については、ヒアリングを実施する日の14日前までに通知することができない場合は、速やかに通知するものとする。